

介護保険負担限度額認定申請書

雲南広域連合長 様

申請日 令和 年 月 日

次のとおり関係書類を添えて食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名		性別 男・女	保険者番号																	
			被保険者番号																	
生年月日	大正・昭和	年	月	日	個人 番号															
住 所	〒 連絡先																			
入所(院) した介護 保険施設 ※	名称											入所(院) 年 月 日	年 月 日							
	住所	〒 連絡先																		

※在宅利用（ショートステイ）の場合は、入所(院)施設に関する項目は記入不要です。

配偶者の有無	有 ・ 無 左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。																			
配偶者に関する事項	フリガナ 氏 名											生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日							
	住 所	□被保険者と同居 〒 連絡先																		
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒										市町村民税 課税状況	非課税 ・ 課税							

被保険者の 収入等に関 する申告	☐	生活保護受給者／ 市町民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者										預貯金等 の基 準 額	1,000万円（夫婦は2,000万円）以下																				
	☐	住民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】の合計額が年額82.65万円以下です。※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む（以下同じ）											650万円（夫婦は1,650万円）以下																				
	☐	住民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】の合計額が年額82.65万円を超え120万円以下です。											550万円（夫婦は1,550万円）以下																				
	☐	住民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】の合計額が年額120万円を超えます。											500万円（夫婦は1,500万円）以下																				
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計は基準以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり																															
合計	預貯金額	円										有価証券等 （概算評価額）	円										その他 （現金・負債等）	円									

【注意事項】

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべての合計額を記入し、通帳等の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義および残高それぞれを確認できる箇所の写しを添付してください。通帳は原則申請日前2カ月以内に記帳したものを添付してください。
- 預貯金等に関して書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【申請代理・代行者記入欄】（申請者が被保険者本人でない場合は、必ずご記入ください。）

氏名	連絡先（自宅・携帯・その他） — —																		
住所 〒	被保険者との関係																		

※ 裏面があります。必ず記入してください。

同意書

雲南広域連合長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び世帯員及び配偶者（世帯分離、内縁関係含む）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴連合長の報告要求に対し、官公署、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を官公署、銀行等に伝えること及び、本申請に対する決定事項について、私が利用した介護サービス提供施設から照会があった場合、情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

<本人>

住 所

氏 名

<配偶者>

住 所

氏 名

【受付市町記入欄】

特記事項

【広域連合記入欄】

備 考	
所得区分	第 1 段階 ・ 第 2 段階 ・ 第 3 段階① ・ 第 3 段階② ・ 第 4 段階
配偶者課税状況	(非課税 ・ 課 税)
預貯金等の金額	(基準以下 ・ 基準以上)
決定情報	(承 認 ・ 非承認)
負担段階	第 1 段階 ・ 第 2 段階 ・ 第 3 段階① ・ 第 3 段階②
その他	